

## 関西防災・減災プラン（原子力編）の主な改訂内容（案）

### 1. 災害時における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正

#### ①避難所における感染症対策の充実・強化（p51）

- ・避難先市町村が避難元市町と連携のうえ、感染症対策に配慮した十分な避難スペースを確保するとともに、適切にレイアウトした避難所を運営する。

#### ②感染症対策に配慮した訓練の実施（p30）

- ・広域連合及び構成団体は、所在県、関係周辺府県が実施する感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練に参加する。

#### ③感染症対策に必要な物資の円滑な調整（p13）

- ・応援府県が調達する資機材に不足が発生する場合に、広域連合が府県間調整を行う資機材の例として、マスク、消毒液、パーティション等の感染症対策に必要な物資を追記する。

#### ④コロナの自宅療養者等に対する情報共有等（p22、p51）

- ・所在市町及び関係周辺市町の保健福祉担当部局は、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を提供・共有する。
- ・所在県及び関係周辺府県は、所在市町及び関係周辺市町の防災担当部局と連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整等を行うよう努める。

#### ⑤被災自治体への応援職員等の感染症対策の徹底（p39）

- ・構成団体及び連携県は、応援職員の派遣にあたって、派遣職員のマスク着用や健康管理等を徹底するとともに、派遣前のワクチン接種やPCR検査・抗原検査を検討する。
- ・構成団体及び連携県は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

#### ⑥原子力災害時における防護措置の基本的な考え方を追記（p38）

- ・感染症流行下で原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスク及びウイルスの感染拡大によるリスクの双方から住民等の生命・健康を守ることを最優先とすることや、避難や一時移転の過程及び避難先における感染対策を実施する。

## 2. 国の防災基本計画の修正を踏まえた修正（災害対策基本法改正（R3.5）を踏まえた修正）

### ①避難情報の見直し（p37 等）

- ・住民への適切な情報伝達の観点から、「避難勧告・避難指示」の「避難指示」への一本化等、市町村が発令する避難情報の見直しを踏まえ修正する。

### ②個別避難計画作成の努力義務化と作成促進（p17）

- ・避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、市町村の個別避難計画の作成が努力義務化されたことに伴い、計画作成を一層促進する。

## 3. その他

### ①原子力災害対策指針改定に伴う EAL 修正（p42～p43）

### ②大飯・高浜・美浜緊急時対応の策定・改定に伴う反映（p5 等）

### ③被災者の生活再建支援の充実（p57）

### ④その他データ更新・文言修正等